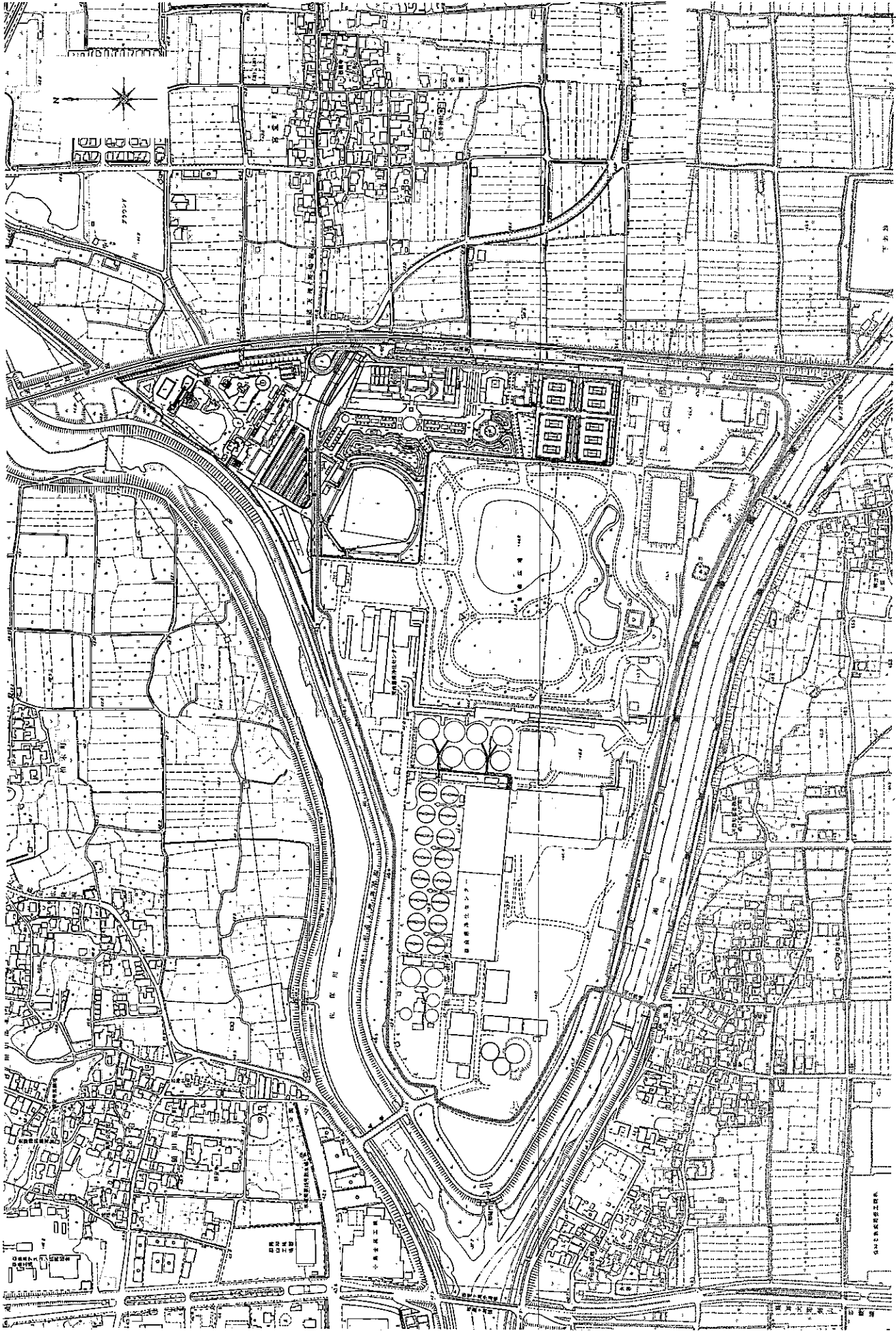


奈良県浄化センター公園プール施設等整備運営事業（仮称）

現場説明会資料

平成22年11月4日

奈良県

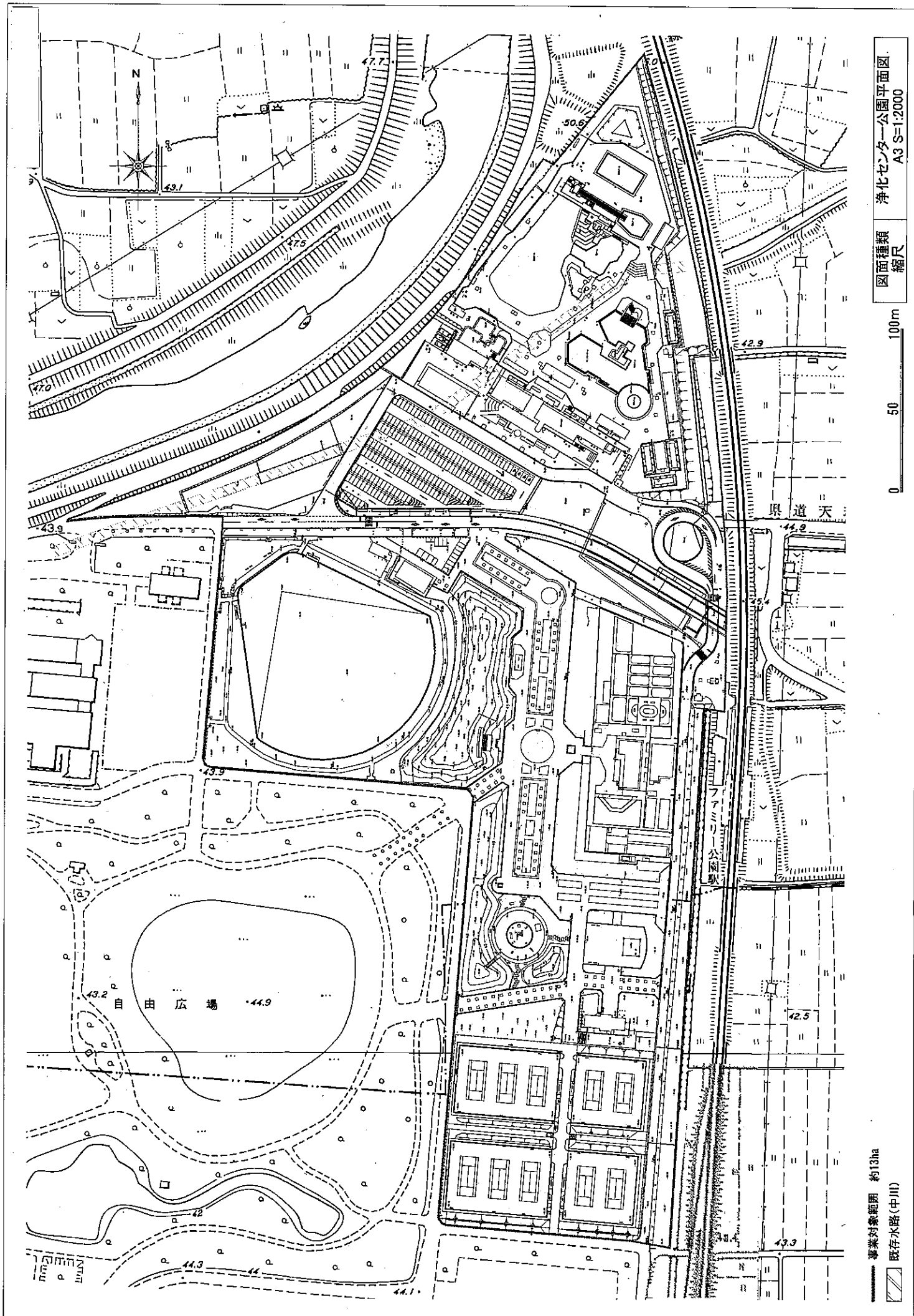


浄化センター平面図
A3 S=1:5000

図面種類
縮尺

0 50 100m

ジョギングコース
ジョギング・サイクリングコース



図面種類 縮尺
 浄化センター公園平面図
 A3 S=1:2000

0 50 100m

事業対象範囲 約13ha
 既存水路(中川)

浄化センター公園について

1 基本要件

(1) 現況概要

浄化センター公園

浄化センター公園は、昭和 49 年に着工、昭和 59 年に完成した都市公園（運動公園）である。県民にスポーツと憩いの広場を提供するという目的のもと、ファミリープール、テニスコート、野球場、フラワーセンター等の施設が設置されている。以下に浄化センター公園の概要を示す。

○浄化センター公園の概要

項目	内容
所在地	大和郡山市宮堂町、磯城郡川西町下永
位置	奈良盆地のほぼ中央、大和川及び佐保川の合流点【添付資料-①参照】
設置目的	県民にスポーツと憩いの広場を提供すること
アクセス	・公共交通機関：近鉄橿原線ファミリー公園前駅下車すぐ ・車：国道 24 号線（京奈和自動車道）及び県道大和中央道から県道天理斑鳩線（以下「県道」という。）を經由
敷地面積	約 13ha
敷地形状	敷地は県道により南北に隔てられているが、東側近鉄線路沿いにロータリーへ至る車道及び歩道により接続している。【添付資料-②③④参照】
現況施設の概要	・（県道北側）ファミリープール、管理事務所 他 ・（県道南側）野球場、テニスコート及び管理棟、児童広場、売店、フラワーセンター 他 ・駐車場（無料、212 台）
現況施設の沿革	昭和 53 年 7 月：野球場、ファミリープール、管理事務所の開園 昭和 55 年 6 月：テニスコートの開園 昭和 59 年 4 月：児童広場、スポーツ広場、憩いの広場、駐車場の開園
管理体制	・指定管理者制度導入：平成 18 年 4 月 1 日 ・現指定管理期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

(2) 既存施設の概要・現況

計画敷地内には、以下の既存施設が存在する。各施設の概要、現況を以下に示す。

ア) ファミリープール

項目	内容
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・造波プール：1,730m² ・滝プール：406 m² ・ちびっこ噴水プール：1,574 m² ・25m プール：325 m² ・スライダー着水プール：165 m² ※以上は水面積 ・午前9時～午後5時（夏季のみ営業）
面積	<ul style="list-style-type: none"> ・全体面積：約2.5ha ・水面積：4,200 m²
建築概要	【添付資料-⑦参照】
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・大人 850 円/回、小人 420 円/回 ・ロッカー100 円/回
利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度：33,302 人 ・平成 19 年度：40,667 人 ・平成 20 年度：40,553 人 ・平成 21 年度：41,960 人 ・平成 22 年度：59,567 人

イ) テニスコート

項目	内容
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外クレーコート 10 面（一部県にて改修予定） ・午前9時～午後5時、夏季（6月中旬～8月中旬）は午後7時まで。
面積	<ul style="list-style-type: none"> ・8,500 m²（コート部分） ・13,275 m²（全体）
建築概要	【添付資料-⑦参照】
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～正午：1,100 円/面、午後1時～午後5時：1,400 円/面 ・全日（午前9時～午後5時）：2,400 円/面 ・夜間（午後5時～午後7時）：1時間につき360 円/面（夏季のみ）
稼働率 （夜間除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度：2,982 面/6,310 面（47.3%） ・平成 19 年度：3,195 面/6,440 面（49.6%） ・平成 20 年度：3,178 面/6,270 面（50.7%） ・平成 21 年度：2,934 面/6,080 面（48.3%）

ウ) 野球場

項目	内容
施設概要	・1面(両翼90m)(一部県にて改修予定) ・午前9時～午後5時、夏季(6月中旬～8月中旬)は午後7時まで。
面積	・11,180 m ²
建築概要	【添付資料-⑦参照】
料金体系	・午前9時～正午:2,400円、午後1時～午後5時:4,300円、 全日(午前9時～午後5時):5,700円 ・夜間(午後5時～午後7時):1,070円/時(夏季のみ)
稼働率 (夜間除く)	・平成18年度:186面/632面(29.4%) ・平成19年度:209面/643面(32.5%) ・平成20年度:199面/629面(31.6%) ・平成21年度:213面/610面(34.9%)

エ) フラワーセンター

項目	内容
施設概要	・展示温室 ・展示室 ・研修室 他 ・午前9時～午後4時半
面積	・約7,580 m ²
建築概要	【添付資料-⑦参照】
料金体系	・無料

オ) 便所

項目	内容
施設概要	・木造平屋建て ・24時間開放
面積	・20.82 m ²
建築概要	【添付資料-⑦参照】
料金体系	無料

(3) 敷地条件等

施設整備にあたっての敷地条件等を以下に示す。

○敷地条件

項目	内容
敷地面積	・約13ha
用途地域	・市街化調整区域
容積率	・400%
建蔽率	・70% ・公園は2%、休養施設、運動施設及び教養施設は12%まで緩和、高い開放性を有する建築物(屋根付広場)は22%まで緩和。 (都市公園法第4条、都市公園法施行令第6条)
防火指定	・なし
日影規制	・なし
その他	・運動施設率50%以下(都市公園法施行令第8条の1)

項目	内容	
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接道：県道【添付資料一⑤参照】 ・ 敷地中央部を東西に通ずる県道は近鉄との交差部分でアンダーパスとなっている。主要なアクセス道はこの県道のみで、県道に面した車両出入口は、現在の位置より東側には設置できない。 ・ 敷地東部を南北に通ずる道路は、県道北側のロータリーを含めて浄化センター管理用道路である。ロータリーを移設する場合には、浄化センターと協議を行うこと。 	
一級河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側敷地内に既設水路暗渠（一級河川中川）がある。河川区域の上部及び両側 3m の範囲に構造物は建築できない。（河川法） ・ 設計時に河川協議を行うこと。 	
土壌条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法に基づき、工事着工 30 日前までに県を届出者とする届出等を行う必要がある。 	
地質条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県においてボーリング調査を実施中であり、資料は後日公表予定である。ただし、設計及び建設に際して不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと。 	
埋蔵文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会において試掘調査を行う予定である。 	
測量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平板測量資料を後日公表予定である。ただし、設計及び建設に際して不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと。 	
既存樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【公園台帳参照：後日提供予定】 	
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道北側沿いに既設引込電柱（ミヤドウ 24w11）あり。 【公園台帳参照：後日提供予定】 	
都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地付近には本管なし。 	
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①北側敷地東面（ファミリープール横）に本管φ100（量水器 100A）あり。 ・ ②県道南側歩道に本管φ100（量水器 40A・50A）あり。 【公園台帳資料参照：後日提供予定】 ・ ①についてはプール給水用で使用しており、日中（5:00～22:00）は供給可能給水量に対し、50%の制約条件が有り。（なお、事業者において、既設量水器を公道等から視認しやすい位置への移設を行うこと） ・ ②については公園施設給水用で使用しており、100φの本管に対し取付管径が 75A までの制約となる。なお、既設の 40A・50A を継続使用する場合には、50A の追加が可能である。 ・ ①は県道を横断しての利用は可能であるが、道路管理者と協議を行なうこと。 ・ プールへの大量給水については、他施設との関係があるので、事前に調整を行なうこと。受水槽の設置等、給水制限への配慮を行うこと。 ・ 給水負担金は現状の引込みを継続する場合には必要なし。ただし、引き替える場合には、既設返納分との差額が事業者負担となる。 	
下水道	汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水本管（北側φ1350、南側φ1650）に接続。 ・ 汚水本管の維持管理の観点から、上部に構造物は建築できない。 【公園台帳参照：後日提供予定】
	雨水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側敷地内水路及び東側水路に放流 【公園台帳参照：後日提供予定】
井水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和郡山市平坦部においては深度 150m～200m に地下水の存在が想定される。井水を使用する場合には、深度、成分等について、事業者にて調査を行うこと。 	